



『育児ヘルパー事業』 のご案内♪



★妊娠中または出産後で、心身の不調等により一時的に家事や育児が困難な家庭に、育児ヘルパーを派遣します。



対象者

- ◇妊娠または出産後4か月以内の産婦
(多胎児の場合は、出産後8か月以内)



利用回数

- ◇10回まで(多胎児の場合は、20回まで)
※1日1回、1回2時間まで



利用者負担額(利用料)

- 【1時間あたりの利用者負担額】
- ◇市民税非課税世帯および生活保護世帯…0円
- ◇市民税課税世帯…250円



利用可能日

- ◇月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く



支援内容

- ◇食事の準備および後片付け
- ◇居室の掃除および整理整頓
- ◇衣類の洗濯および補修等
- ◇生活必需品の買い物
- ◇授乳の準備およびサポート
- ◇沐浴補助
- ◇おむつ交換
- ◇兄姉の遊び相手などの世話
- ◇保育所等への送迎の付き添い
(保護者同伴の場合に限る)
- ◇その他、育児および家事について日常的に行う必要があるものの支援



ヘルパー派遣事業者

- ◇特定非営利活動法人 サンキューネット
- ◇有限会社 テンダア
- ◇特定非営利活動法人 ふらっとスペース金剛
- ◇特定非営利活動法人 ネットワークすこやか
- ◇一般財団法人 富田林市福祉公社
- ◇公益社団法人 富田林市シルバー人材センター



- 富田林市五軒家1丁目4番11号
- 富田林市高辻台1丁目2番12号
- 富田林市寺池台1丁目13番31号
- 富田林市須賀2丁目25番27号(103)
- 富田林市向陽台1丁目4番30号
- 富田林市西板持町4丁目1番7号

※この中から、ご希望の事業者をお選びいただけます。

利用の流れ♪



★下記の①～⑤の手順でご利用ください。

①育児ヘルパー事業利用申請書の提出

※市役所2階 こども未来室へお越しください。申請書の提出およびご希望の事業者を選択していただきます。

受付時間：月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

午前9時～午後5時30分

【持ち物】印鑑（認印可）・母子手帳



②育児ヘルパー事業利用承認書の交付

※申請書の内容を審査し、市から利用承認の通知をします。（同時に事業者へ情報提供します。）



③希望の事業者にヘルパー派遣を依頼

※利用希望日の1週間前の午後5時までに、申請時に希望した事業者へ育児ヘルパーの派遣を依頼し、支援してもらいたい内容を伝えください。



④サービスの提供

※事業者がご自宅に伺い、ご依頼いただいた支援を行います。

1日1回（1回2時間）までご利用いただけます。



⑤利用料のお支払い

※利用日当日、事業者に現金で利用料をお支払ください。

※生活必需品の買い物等に要した費用や、自宅から移動した際の交通費は、実費相当額を別途お支払いしてください。

★変更・キャンセルしたい場合

※利用日の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず事前に事業者へ連絡してください。利用日前日の午後5時以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生しますので、ご注意ください。

